

売買取引条件等届出書

令和2年6月19日

横浜市長殿

横浜魚類株式会社 印

横浜市中心卸売市場条例第56条の規定により、以下のとおり売買取引条件等を届け出ます。

営業日及び営業時間	市長が定める開場日及び時刻		
取扱品目	生鮮水産物及びその加工品並びに規則で定めるその他の食料品及び飲料		
取扱物品の引渡しの方法	出荷者	受託契約約款による	
	買受人	別に合意がある場合を除き卸売場	
委託手数料その他の取扱物品の卸売に関して出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及び額	出荷者	受託契約約款による	
	買受人	契約の定めによる	
取扱物品の卸売に係る販売代金の支払期日及び方法	出荷者	受託物品は受託約款の定め、買付品は契約による支払日までの日数は最短3日、最長60日	
	買受人	条例52条第1項の定め、契約による支払日までの日数は、仲卸業者、売買参加者は売買の日から起算して、21日目（日数の計算においては休業日を除く）、相対取引事業者は契約による	
出荷者又は買受人に交付する奨励金の種類、内容及び額	出荷者	種類	出荷奨励金
		内容	買受人の集荷要請が極めて強く、このため当該品の安定供給、また出荷者における浜値と当市場売値との差が著しいときに荷主に対して、一部損失の補填をして安定出荷を保持するための支出。
		支払条件	安定供給の確保を必要とする品目を取扱う出荷者に対し、卸売金額の25/1,000を上限とし支払う。
	買受人	種類	完納奨励金
		内容	卸売代金の期限内完納を奨励するための支出。
		支払条件	仲卸、売買参加者へ、代金決済を完了した買上額に対し、売買の日より起算して5日目、7日目の午後3時までに決済の場合は、それぞれ4.0/1000、3.0/1000を支払う。